

判決例から学ぶプロマネ義務とバグの生成回避・発見・修正義務研究 (4114111)

判決例から学ぶプロマネ義務とバグの生成回避・発見・修正義務研究

～その義務内容から周辺業務への影響・紛争回避策まで～

本セミナーでは最近、判決の出た2件の重要IT紛争(スルガ銀行訴訟・ジェイコム株式誤発注訴訟)の第二審判決を素材に、そこで認定されたIT取引契約の課題について解説します。併せてこれらの判決に基づくユーザー・ベンダー双方についての教訓・対策を学びます。

開催日時	2014年4月8日(火) 10:00-17:00
カテゴリー	共通業務(契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理)・セキュリティ・システム監査 専門スキル
講師	稲垣隆一 氏 (稲垣隆一法律事務所 弁護士 元情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関するタスクフォース委員) 昭和28年10月生まれ 東京都出身。早稲田大学法学部卒業。東京地検検事等を経て第二東京弁護士会弁護士登録。海事補佐人・税理士登録(東京税理士会麹町支部)情報関連では、公認システム監査人(CISA)。システム監査学会個人情報保護専門監査人。もとISMS主任審査員登録。
参加費	JUAS会員/ITC: 33,000円 一般: 42,000円(1名様あたり 消費税込み、テキスト込み)【受講権利枚数1枚】
会場	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会(井門堀留ビル)
対象	システム開発の発注担当者、プロジェクトマネージャー、法務担当者 中級
開催形式	講義
定員	30名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。(2時間1ポイント)
ITCA認定番号	ITCC-CPJU9214
ITCA認定時間	6

主な内容

本セミナーでは、最近、判決の出た2件の重要IT紛争(スルガ銀行訴訟・ジェイコム株式誤発注訴訟)の第二審判決を素材に、そこで認定されたIT取引契約の課題について解説します。併せて、これらの判決に基づくユーザー・ベンダー双方についての教訓・対策を学びます。

スルガ銀行訴訟については、ユーザーとして「なぜこれだけの訴訟ができたのか」という点に注目すべきです。そこには開発過程における記録管理の重要性が浮かび上がります。もう1つ注目すべき点は、第三者のソフトウェアを利用する場合の留意点と企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務です。

ジェイコム株式誤発注訴訟では、すべての処理プロセス(パス)についてのテストという課題が浮かびあがります。

結論として、裁判には勝者も敗者いないということが分かります。本セミナーでは、どのようにして紛争を未然に防止すべきか、紛争をどのように解決したらよいかについても検討します。

<<プログラム>>※プログラムは変更する場合がございます。

第1部 プロジェクトマネジメント義務と周辺業務への影響、紛争回避策(スルガ銀行裁判)

1. 事案の概要と裁判の経過
2. 事実関係

3. 裁判所の判断
4. 頓挫の帰責事由についての当事者の主張
5. プロジェクト頓挫の帰責事由に関する裁判所の判断
6. 損害賠償責任と上限条項の効力
7. プロジェクトマネジメント義務の内容
 - (1) 本件のプロジェクトマネジメント義務
 - (2) プロジェクトマネジメント義務の構造
 - (3) プロジェクトマネジメント義務の内容
 - (4) 原告が提起したプロジェクトマネジメント義務
 - (5) 一審判決が判示したプロジェクトマネジメント義務の内容の検討
一般論／経験・能力との関係／パッケージ利用の際の義務
 - (6) 二審判決が判示した企画・提案段階のプロジェクトマネジメント義務
8. どのような段階で何をなすべきか
 - (1) 提案前
 - (2) パッケージの選定段階
 - (3) 業務要件定義の段階
 - (4) 開発段階
9. システム調達監査に対するプロジェクトマネジメント義務の影響
 - (1) 監査目的との関係
 - (2) 監査項目

第2部 プログラムバグの生成回避・発見・修正義務と紛争回避策（ジェイコム株式誤発注裁判）

1. 事案の概要と裁判の経過
2. 事実関係
3. 裁判所の判断
4. 帰責事由についての当事者の主張
5. 損害賠償責任
6. 売買システムの不具合に関する裁判所の判断
7. バグの生成回避・発見・修正の義務と紛争回避策
8. システムの不具合により第三者に損失が生じた場合の発注者と受注者の責任